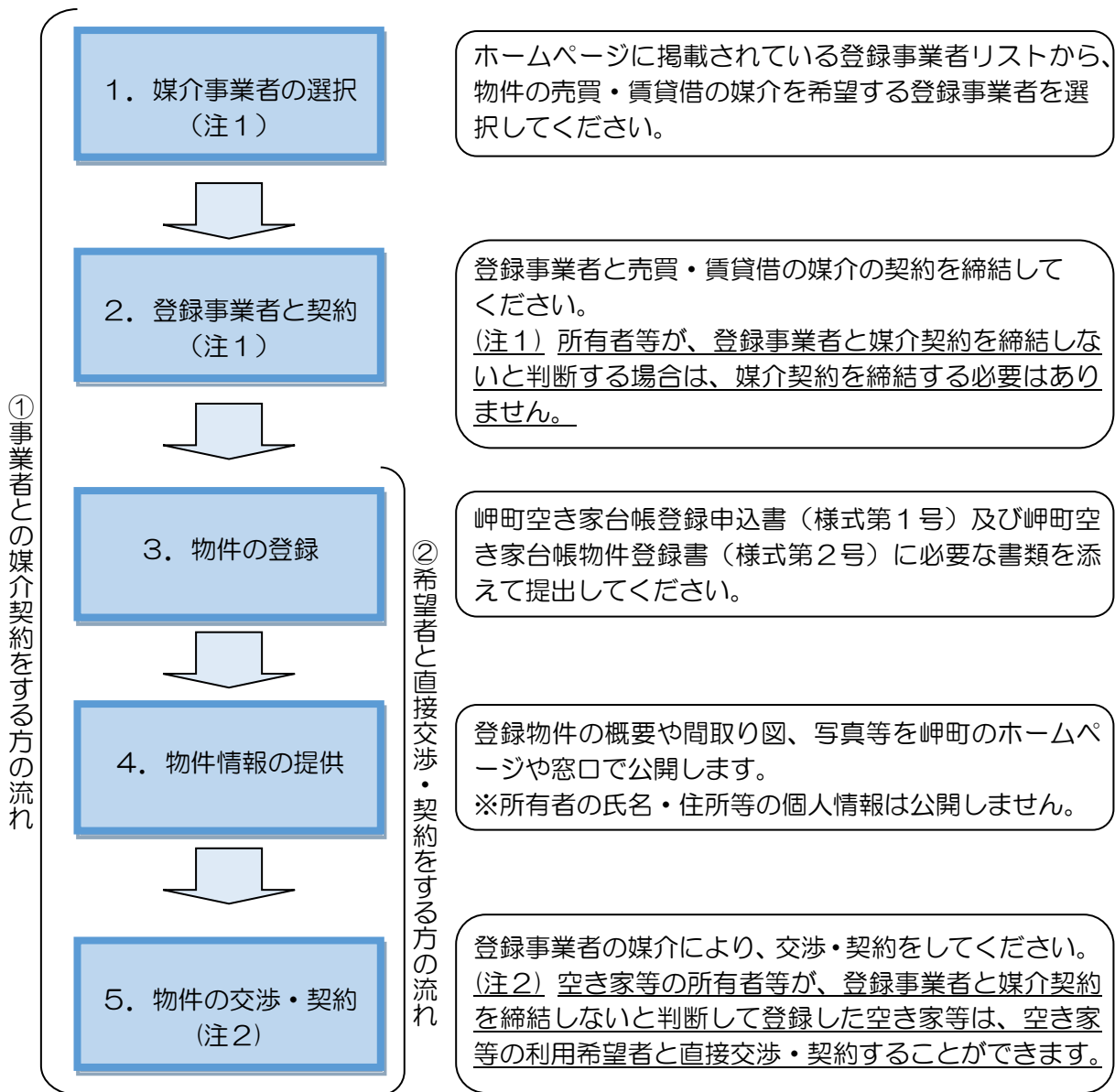


## 空き家・空き地をお持ちの方へ

### 「空き家バンク制度」(空き家台帳) への登録及び交渉・契約の流れ



- ※ ①事業者との媒介契約をする方は「1. 媒介事業者の選択」から、②媒介契約をせず希望者と直接交渉・契約をする方は「3. 物件の登録」からの流れとなります。
- ※ 登録可能な物件は、岬町内に存在する住宅(①賃貸借又は分譲を目的として建築された住宅、②売買又は賃貸借することが適さない住宅及び③主として不動産業を営むものが所有する住宅を除く)及び土地(主として不動産業を営むものが所有する土地を除く)。
- ※ 空き家等の所有者と購入・賃貸希望者との間における交渉・契約については、岬町は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。
- ※ 空き家等の売買・賃貸借等の媒介に係る報酬については、法で定められた範囲内の媒介手数料が必要となります。